

# 〈新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 – 第2弾 –〉

## 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

小学校・中学校等の一斉臨時休業により発生する、**学校給食向けに未利用の食品**を有効活用するため、**食品関連事業者等**に対して、

- ① **フードバンクに寄附する際の輸配送費**
  - ② **再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費**
- を支援します。

### 支援対象者

農林漁業者、食品関連事業者（製造・卸売・小売・外食）、学校設置者（都道府県・市町村）など

※フードバンク及び再生利用事業者は支援対象者ではありません。

### 支援の内容

#### 1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する又は  
フードバンクと調整の上で福祉施設等に直接  
寄附する際に必要となる輸配送費

##### 【支援額】

##### 輸配送費(右図①) (注1)

- ・車両の庸車により行うもの  
定額（7,000円/t以内）
- ・小口配送便等により行うもの  
定額（70円/kg以内）

#### 2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品  
を再生利用する際に必要となる輸配送費及び  
再生利用事業者に対して支払う再生利用に係  
る処理費

##### 【支援額】

##### 輸配送費(右図②) (注2)

- ・車両の庸車により行うもの  
定額（7,000円/t以内）

##### 再生利用に係る処理費(右図③) (注3)

定額（32円/kg以内）

(注1) フードバンクへの輸配送費について

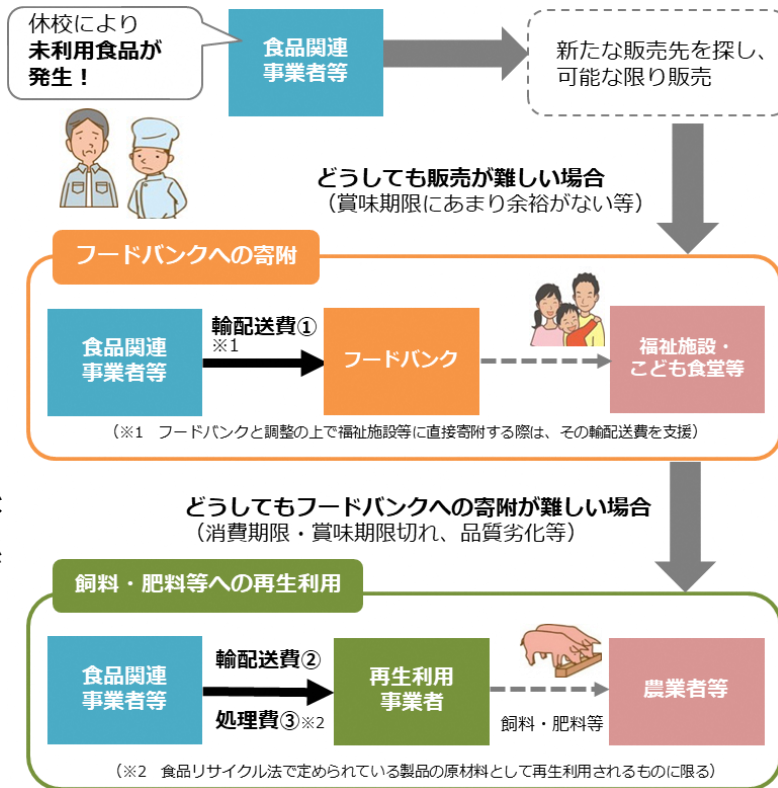
- ・①事業実施主体からフードバンクに輸配送する費用
- ②フードバンクと調整した上で事業実施主体から需要地（福祉施設、子ども食堂等）に直接輸配送する費用が補助対象となります。
- ・事業実施主体からフードバンクに輸配送した後、フードバンクから需要地に輸配送する費用は補助対象外です。
- ・事業実施主体、フードバンク又は需要地の運営に携わる者が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

(注2) 再生利用事業者への輸配送費について

- ・事業実施主体が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

(注3) 再生利用に係る処理費について

- ・事業実施主体が、自ら処理する場合は補助対象外です。



## 支援の要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等（※）の一斉臨時休業により発生する、**学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るものであること**  
（※）対象となる学校  
国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）
- 令和2年2月27日（木）～3月31日（火）の間に、**有効活用（フードバンクへの寄附、再生利用）を行うもの**
- **対策ごとに次の要件を満たすこと**

### 1. フードバンク活用の促進対策

- （ア）事業実施主体が、未利用食品をフードバンクに寄附する取組であること。
- （イ）需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。

### 2. 再生利用の促進対策

- （ア）事業実施主体が、未利用食品を再生利用事業者、飼料、肥料等製品（※）の原材料として利用するために委託又は譲渡する取組であること。
- （イ）需要の減少やこれに伴う取引先等からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路の確保や「1. フードバンク活用の促進対策」による寄附等食品としての活用が困難な未利用食品であること。

（※）再生利用の製品について

- ・以下の製品に再生利用する場合に補助対象となります。  
飼料、肥料、きのご類の栽培のために使用される固形状の培地、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂、油脂製品、エタノール、メタン

## 応募方法

①事業の募集要領・実施要綱・交付要綱の内容を

農林水産省ホームページで確認

②事業実施計画書を作成

（事業実施計画書は農林水産省ホームページにて取得できます。）

③応募期限までに、正1部、副1部を以下の問い合わせ先に提出

（原則として郵送又は宅配便。FAXや電子メールは不可）

**応募期間：令和2年3月10日（火）～24日（火）17時 必着**

※応募のあったものから順次手続きを開始し、本対策の事業費がなくなり次第、募集を終了します。

・正1部、副1部ともに、押印が直接なされたものがが必要です。  
・事業実施計画書を郵送する場合、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法にしてください。



食べものに、  
もったいないを、  
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

**問い合わせ先：**〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課（北別館6階ドアNo.北610）  
電話番号：03-3502-8111（内線：4315）  
FAX：03-6738-6552

**農林水産省：** [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/foodbank.html#foodbank](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html#foodbank)

**ホームページ** ↑詳細はホームページで御確認ください。

QRコードからもホームページを確認できます→

